



～職員のスキルを発揮した兼業で地域貢献や社会課題の解決へ～
沼津市職員の兼業の許可に関するガイドラインを策定しました

要 旨

国において、有識者による地方公務員の兼業のあり方について検討が進められるなど、社会情勢の変化を背景として、希望する職員が兼業できる環境を整備することが各地方公共団体に求められています。

本市においても職員の柔軟な働き方を促進し、職員のモチベーション向上等を通じた公務の活性化や人材確保につなげるとともに、職員の個人スキルを発揮した兼業を通じ、地域の担い手不足などの社会課題の解決を図ることを目的として、職員の兼業の許可に関するガイドラインを策定しました。

概 要

- 名 称 沼津市職員の営利企業への従事等の許可に関するガイドライン
内 容 地方公務員法第38条の規定に基づき、任命権者の許可を受けなければならない兼業の内容、許可できる場合の基準、申請手続き、許可の有効期間等

兼業例

■ クラブ活動の指導

小中学生のスポーツや文化活動の指導など



■ 第一次産業への従事

担い手不足の農林水産業など



お問い合わせ先

沼津市役所 総務部 人事課
直通：055-934-4707